

調査官室ごとの主要関与事件

宇賀裁判官主要関与事件（民事調査官室関係）

【大法廷】

1 最大決令和3年6月23日・集民266号1頁（夫婦別姓訴訟）

夫婦同氏制を定める民法750条及び婚姻届に記載しなければならない事項として夫婦が称する氏を掲げる戸籍法74条1号の各規定が憲法24条等に違反するかが問題となった事案において、多数意見は、最大判平成27年12月16日の合憲判断を引用し、同判決以降にみられる社会の変化や国民の意識の変化を踏まえても、同判決の判断を変更すべきものとはいえないとするものである。以上の多数意見に対し、上記各規定が夫婦同氏を受け入れない限り婚姻の意思決定を法的に認めないとする制約を課すことは憲法24条1項に違反する、また、仮に上記平成27年大法廷判決の判断枠組みで判断するとしても、同判決後の旧姓使用の拡大により同制度の合理性が喪失したことなどから、上記各規定は憲法24条に違反する、との共同反対意見を述べた。

2 最大決令和5年10月25日・民集77巻7号1792頁（性同一性障害者特例法4号要件事件）

多数意見は、性同一性障害者が性別の取扱いの変更の審判を受けるためには生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあることを要するとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の規定は、身体への侵襲を受けない自由を制約するものであり、その制約は現時点において必要かつ合理的なものといふことはできず、憲法13条に違反し無効であるとしつつ、5号の規定について更に審理を尽くさせるため原審に差し戻すこととした。以上の多数意見に対し、4号の憲法適合性について、多数意見に賛同しつつ、リプロダクティブ・ライツ及び性同一性障害者が性自認に従った法令上の性別取扱いを受ける利益が憲法13条によって保障されることを前提として、4号はこれらの利益との関係でも問題があることを示唆し、併せて、5号も4号と同様に過酷な二者択一を迫るものであって違憲であり、申立てを認める旨の自判をすべきである、との反対意見を述べた。

3 最大判令和6年7月3日・民集78巻3号382頁（優生保護法事件）

多数意見は、旧優生保護法のいわゆる優生手術を定めた規定は憲法13条及び14条1項に違反し、上記規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした上で、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法724条後段（平成29年法律第44号による改正前のもの）の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるとして許されないと判断することができるとし、これと異なる趣旨をいう判例（最一小判平成元年12月21日・民集43巻12号2209頁等）を変更するものである。以上の多数意見に大筋で賛成しつつ、民法724条後段は消滅時効を定めるものと解すべきであるとする意見を述べた。

【第三小法廷】

4 最三小判令和2年4月7日・民集74巻3号646頁

強制執行の申立てをした債権者が、当該強制執行における債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において、当該強制執行に要した費用のうち民事訴訟費用等に関する法律2条各号に掲げられた費用のものを損害として主張することは許されない、とした法廷意見に関して、費用額確定手続のように法が簡易迅速な特別手続を定めている場合でも、それが専ら権利者の便宜のためのものであれば債権者の任意の手続選択が認められるが、当該手続の利用に公益性があるときは、手続の排他性が認められ得るとする補足意見を述べた（全員一致・補足意見）。

5 最三小判令和3年1月26日・民集75巻1号1頁

債権者が会社に金銭を貸し付けるに際し、社債の発行に仮託して、不当に高利を得る目的で当該会社に働きかけて社債を発行させるなど、社債の発行の目的、会社法676条各号に掲げる募集事項の内容、その決定の経緯等に照らし、当該社債の発行が利息制限法の規制を潜脱することを企図して行われたものと認められるなどの特段の事情がある場合を除き、社債には同法1条の規定は適用されない、とした（全員一致・裁判長）。

6 最三小決令和5年2月1日・民集77巻2号183頁

破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻しについて上記別除権を有する者との間で交渉するなどした際に、上記の者に対して破産者を債務者とする上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をしたときは、その承認は上記被担保債権の消滅時効を中断する効力を有する、とした（全員一致・裁判長）。

宇賀裁判官 主要関与事件（行政調査官室関係）

【大法廷】

1 最大判令和2年11月25日・民集74巻8号2229頁（地方議会出席停止懲罰取消請求訴訟）

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象とならないとした判例（最大判昭和35年10月19日・民集14巻12号2633頁）を変更し、これが司法審査の対象となるとした法廷意見に関し、①地方議会議員に対する出席停止の懲罰の取消しを求める訴えが法律上の争訟に当たるとは明らかであるにもかかわらず司法審査の対象外とするのは、例外を正当化する憲法上の根拠がある場合に厳格に限定される必要がある、②憲法は、自律性の点において、国会と地方議会を同視していないことは明らかである、③地方議会の自律性の根拠は地方自治の本旨以外にはないところ、議員に対する出席停止の懲罰はその核心部分の一つである住民自治を阻害するものであるから、地方自治の本旨を根拠に司法審査の対象外とすることはできない、④出席停止の懲罰の実体判断については議会に裁量が認められ、これを司法審査の対象としても過度に地方議会の自律性を阻害することにはならない旨の補足意見を述べた。

2 最大判令和4年5月25日・民集76巻4号711頁（在外日本人国民審査権訴訟）

最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に国民審査の審査権の行使を全く認めていないことは違憲であるとしたほか、国が在外国民に対して次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違法であることの確認を求める訴えは適法であるとし、さらに、判示の事情の下では、国会において在外国民に審査権の行使を認める制度を創設する立法措置がとられなかったことは国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした法廷意見に賛成した上で、最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことの憲法適合性並びに次回の国民審査において審査権の行使をすることができる地位にあることの

確認の訴え及び上記違法確認の訴えの適法性について補足意見を述べた。

【第三小法廷】

3 最三小判令和5年2月21日・民集77巻2号273頁（金沢市庁舎前広場事件）

金沢市庁舎前広場における集会に係る行為に対し金沢市庁舎等管理規則5条12号を適用することは憲法21条1項に違反しないとして上告を棄却した多数意見に対し、①上記広場は地方自治法244条にいう公の施設又はこれに準ずる施設であり、上記規則が適用される余地はないから、論旨は前提を欠くが、職権により検討すると、Yの中立性に疑問を抱かれるなどという抽象的なおそれは同条2項の「正当な理由」には当たり得ないから、本件の不許可処分は違法である、②仮に上記規則が適用されとしても、いわゆるパブリック・フォーラム論によれば、上記広場における集会に係る行為に上記規則5条12号の規定を適用することは憲法21条1項に違反するとして、破棄差戻しが相当である旨の反対意見を述べた。

4 最三小判令和5年5月9日・民集77巻4号859頁（納骨堂経営等許可取消訴訟）

墓地、埋葬等に関する法律10条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営等に係る許可について、当該納骨堂の所在地からおおむね300m以内の場所に敷地がある人家に居住する者は、その取消しを求める原告適格を有するとした多数意見に対し、同条自体が墓地等の周辺に居住する者個々人の個別的利益を保護していると解した上で、このことを明確に否定した最二小判平成12年3月17日裁判集民事197号661頁を変更する必要があるとの意見を述べた。

5 最三小判令和5年7月11日・民集77巻5号1171頁（経産省トイレ訴訟）

生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員である者に対し、その執務室がある庁舎のうち上記執務室

がある階とその上下の階の女性トイレの使用を認めず、それ以外の階の女性トイレの使用を認める旨の処遇が実施されている場合において、判示の事情の下では、上記の者がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法86条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとした法廷意見に関し、Xが性別適合手術を受けておらず、戸籍上はなお男性であっても、経済産業省には、自らの性自認に基づいて社会生活を送る利益をできる限り尊重した対応をとることが求められていたとし、本件の具体的な事情を検討した上で、Xが自己の性自認に基づくトイレを他の女性職員と同じ条件で使用する利益を制約することを正当化することはできず、また、早期に研修を実施してトランスジェンダーに対する理解の増進を図るなど、多様性を尊重する共生社会の実現に向けて職場環境を改善する取組が十分になされてきたとはいえない旨の補足意見を述べた。

6 最三小判令和5年9月12日・民集77巻6号1515頁（憲法53条臨時国会召集訴訟）

憲法53条後段の規定により国会の臨時会の召集を決定することの要求をした国会議員は、内閣による上記の決定の遅滞を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないとして上告を棄却した多数意見に対し、①本件の各確認の訴えは適法であるとした上で、Xが次に同条後段の規定による臨時会召集要求をした場合、特段の事情がない限り、内閣において、20日以内に臨時会が召集されるよう臨時会召集決定をする義務を負うから、原判決を破棄し、主位的訴えに係る請求を一部認容すべきであり、また、②本件の損害賠償請求は、臨時会の召集の遅滞に関し特段の事情がない限り、認容すべきであるとして、原判決を破棄した上で、上記特段の事情等について審理を尽くさせるため、原審に差戻しをすべきである旨の反対意見を述べた。

7 最三小判令和7年6月3日・民集掲載予定（警察庁情報公開訴訟）

表形式の複数の行政文書の「備考」欄に記録された情報について、当該各行政文書の「備考」欄には複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれるなど判示の事情の下においては、原審としては、国に対し、文書ごとに、「備考」欄に小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に情報公開法（平成28年法律第51号による改正前のもの）5条3号又は4号所定の不開示情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、上記不開示情報該当性についての判断をすべきであったにもかかわらず、上記の観点から審理を尽くすことなく、「備考」欄ごとにそれぞれ一体的に上記不開示情報該当性についての判断をした原審の判断には、違法があるとした多数意見に対し、原判決が採用した情報単位論が立法者意思と全く反し、実際上も極めて不合理な結果をもたらしている旨の意見を述べた（裁判長）。

8 最三小判令和7年6月27日・民集登載予定（生活保護基準引下げ処分取消訴訟）

平成25年から平成27年にかけて行われた、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含む、生活保護基準中の生活扶助基準の改定について、判示の事情の下では、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法であるが、国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできないとした多数意見に対し、その他の違法事由を指摘した上、上記改定は違法であり少なくとも過失も認められるから損害賠償請求を認容すべきである旨の反対意見を述べた（裁判長）。

宇賀裁判官 主要関与事件（刑事調査官室関係）

【第三小法廷】

1 最三小決令和3年6月23日・刑集75巻7号641頁

人を欺いて補助金等又は間接補助金等の交付を受けた旨の事実について詐欺罪で公訴が提起された場合、当該行為が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律29条1項違反の罪に該当するとしても、裁判所は当該事実について刑法246条1項を適用することができるとした（全員一致・裁判長）。

2 最三小決令和5年2月20日・刑集77巻2号13頁

債権譲渡の対象が労働者の使用者に対する貸金債権であり、譲受人は、自ら使用者に対して支払を求めることは許されず、実際には債権を買い戻させることなどにより労働者から資金を回収するほかなく、労働者は、事実上自ら債権を買い戻さざるを得なかったなどの事情の下では、譲受人から労働者に対する金銭の交付は、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、使用者の不払の危険を譲受人が負担するとされていたとしても、貸金業法2条1項と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項にいう「貸付け」に当たるとした（全員一致・裁判長）。

3 最三小決令和2年12月22日・裁判集328号67頁

確定審で犯人性が争われた強盗殺人等事件について申し立てられた再審請求事件に関し、原々審が再審開始を決定し、原審がこれを取り消して再審請求を棄却した特別抗告事件において、多数意見は、原決定に審理不尽の違法があるとして、原決定を取り消し原裁判所に差し戻した。これに対し、原決定を取り消して検察官の即時抗告を棄却し、直ちに再審を開始すべきであるとの反対意見を述べた。

4 最三小決令和6年1月29日・裁判集掲載予定

確定審で犯人性が争われた殺人、殺人未遂事件について申し立てられた再審請求事件に関し、原々審が再審請求を棄却し、原審が異議申立てを棄却した特別抗告事件において、多数意見は、新証拠がいずれも刑訴法435条6号にいう「無

罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした原決定は正当であるとして、特別抗告を棄却した。これに対し、原決定及び原々決定を取り消して再審を開始すべきであるとの反対意見を述べた。

5 最三小決令和7年2月25日・裁判集掲載予定

確定審で関与の有無も争われた殺人、死体遺棄事件について申し立てられた再審請求事件に関し、事件性が争われ、原々審が再審請求を棄却し、原審が即時抗告申立てを棄却した特別抗告事件において、多数意見は、新証拠がいずれも刑法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした原決定は正当であるとして、特別抗告を棄却した。これに対し、原決定及び原々決定を取り消して再審を開始すべきであるとの反対意見を述べた。